

国民年金だより

国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象となります

国民年金保険料は納めた全額が社会保険料控除の対象となっており、申告することにより税の控除が受けられます。

控除の対象となるのは、平成17年1月1日から12月31日までの間に納めた保険料で、過去の未納期間や免除期間について納めた保険料も対象となります。

また、国民年金保険料は加入者本人だけではなく世帯主や配偶者も連帯して納める義務があるため、世帯主または配偶者としてご家族の保険料を納めた場合も、その全額が納めた方の控除対象となります。

●申告の際には「控除証明書」又は「領収証書」が必要です
所得税法等の一部改正により、

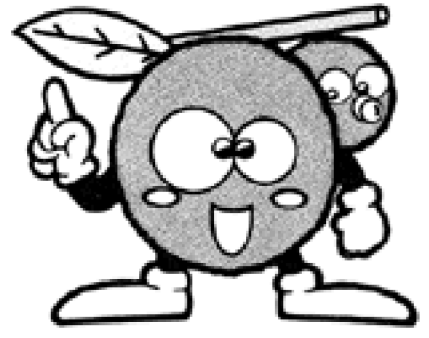
平成17年分の所得の申告(年末調整や確定申告)から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際に、保険料を納めたことを証明する書類を添付または提示することが義務付けられました。

このため、平成17年中に国民年金保険料を納めた方には、社会保険庁から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されることとなっています。

●控除証明書の送付時期
●控除証明書や領収証書を紛失された場合は：
控除証明書専用ダイヤル(0570-00-9911)又はお近くの社会保険事務所までご連絡ください。

送付対象者	送付時期
平成17年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納めた方 ※注	平成17年11月上旬
平成17年10月1日から12月31日までの間にその年に初めて国民年金保険料を納めた方	平成18年2月上旬

※注 平成18年10月1日から12月31日までの間に証明書に記載された納付済額及び納付見込額以外の保険料を納めた場合は、その月分の領収証書を添付等のうえ、加算した額で申告してください。(納付見込額については、保険料未納期間がある方などは記載されていません。)



休日・時間外年金相談のお知らせ(2月)

○年金相談の受付時間延長
2月13日(月)は、県内4つの社会保険事務所で、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

また、高知東社会保険事務所では、毎週月曜日に年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

○第2土曜日は年金相談日

2月11日(土)は、県内4つの社会保険事務所で、9時30分から16時まで年金相談を行っています。通常より混雑も少ないですので、どうぞお気軽にご利用ください。

問い合わせ先

高知西社会保険事務所
☎875-1717

自衛官・予備自衛官補 採用試験のお知らせ

応募資格	一般・技術幹部	医科・歯科・薬剤幹部
	20歳以上26歳未満 (22歳未満の者は大卒、見込含) 大学院修士学位取得者は28歳未満 (平成19年4月1日現在)	専門の大卒(見込含) 20歳以上30歳未満 (薬剤は26歳未満、修士学位取得者は28歳満) (平成19年4月1日現在)
受付期間	4月上旬～5月上旬	
試験期日	5月下旬	
試験場	高知市内	
試験科目	一般教養 (択一)	専門 (択一、記述)

予備自衛官補 「愛する人と社会のために力になれる」新しい制度による、予備自衛官補を広く求めています。

採用対象	一般・技術幹部	医科・歯科・薬剤幹部
	自衛官未経験者	
採用年齢	18歳以上34歳未満	18歳以上で、保有する技能に応じ53～55歳未満
処遇	教育訓練招集手当：日額7,900円	
教育訓練日数	50日/3年以内	10日/2年以内
教育訓練の実施場所	滋賀県 大津市 (大津駐屯地)	
受付期間	1月10日(火)～4月7日(金)	
試験期日	4月中旬	
試験科目	一般教養 (択一)	小論文
試験場	高知市	兵庫県 伊丹市
合格発表	5月24日(水)	

問い合わせ先 自衛隊高知募集案内所 ☎823-2006 までお気軽にお問い合わせください。